

厚生労働省発子0508第1号
平成30年5月8日
第一次改正 厚生労働省発子0606第2号
令和元年6月6日

指定都市市長
各 中核市市長 殿
市区町村長

厚生労働事務次官
(公印省略)

保育所等整備交付金の交付について

標記の交付金については、別紙「保育所等整備交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成30年4月1日から適用することとされたので通知する。

別紙

保育所等整備交付金交付要綱

(通則)

- 1 保育所等整備交付金（以下「交付金」という。）については、法令又は予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 厚生省
労働省 令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の新設、修理、改造又は整備に要する経費（小規模保育事業所の場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村（特別区含む。以下同じ。）が買収する場合を含む。）、並びに保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁の整備及び保育所等又は小規模保育事業所の防犯対策の強化に係る整備に要する経費の一部に充てるために国が交付する交付金であり、もって、保育所等待機児童の解消を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この交付金は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために市町村が策定する市町村整備計画（以下「整備計画」という。）に基づいて実施される保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所に関する施設整備事業、防音壁設置計画（以下「設置計画」という。）に基づいて実施される保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁整備事業（以下「防音壁整備事業」という。）及び防犯対策強化整備計画（以下「防犯計画」という。）に基づいて実施される保育所等又は小規模保育事業所の防犯対策強化整備事業（以下「防犯対策強化整備事業」という。）に交付する。

(定義)

- 4 この交付要綱において「保育所等」、「保育所機能部分」、「小規模保育事業所」、「防音壁整備事業」、「防犯対策強化整備事業」とは、次の表に定める施設又は事業をいう。

区分	定義
保育所等	・ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所（同法第 56 条の 8 に規定する公私連携型保育所を含む。以下この項において同じ。）

	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」）という。）第3条第1項に基づく認定を受けられることができる保育所において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分 ・認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第34条に規定する公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）において、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設としての保育を実施する部分 ・平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知「保育所分園の設置運営について」に基づき設置する保育所分園 ・平成28年8月8日府子本第555号・28文科初第682号・雇児発0808第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」に基づき設置する幼保連携型認定こども園分園・保育所型認定こども園分園において保育を必要とする子どもに保育を実施する部分
保育所機能部分	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園法第3条第1項に基づく認定を受けられることができる幼稚園において、保育を必要とする子どもに保育を実施する部分（当該施設の定員が20人以上の場合に限る。） ・平成28年8月8日府子本第555号・28文科初第682号・雇児発0808第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」に基づき設置する幼稚園型認定こども園分園において保育を必要とする子どもに保育を実施する部分
小規模保育事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業を行う事業所
防音壁整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民等への配慮から防音対策を必要とする保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所の防音壁設置に係る費用の一部を補助する事業
防犯対策強化整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の防犯対策を強化する観点から、保育所等又は小規模保育事業所の防犯対策の強化に係る費用の一部を補助する事業

5 この交付要綱において「施設整備」とは、次の表の種類ごとに掲げる整備内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに保育所等、保育所機能部分又は小規模保育事業所を整備すること。 （地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を活用して、定員30名までの小規模な保育所を整備する事業を含む。）

修理	大規模修繕等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設について、平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備すること。 ・地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業（以下「耐震化等整備事業」という。）においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ② その他必要と認められる上記に準ずる工事
改造	増築 増改築 改築	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 ・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。 <ul style="list-style-type: none"> *改築部分については老朽民間児童福祉施設整備の対象とすることができる。 *地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備（増改築及び改築）については、平成20年6月12日雇児発第0612010号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。
整備	老朽民間児童福祉施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人が設置する施設について、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」に準じて改築整備（一部改築を含む。）をすること。
	防音壁整備	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民の生活環境の保全が見込まれる防音壁の整備（市町村が必要性を認めたものに限る。）
	防犯対策の強化に係る整備	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕等必要な安全対策に係る整備

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業は、次の表の①の施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠（(4)防音壁を設置する施設及び(5)防犯対策の強化に係る整備を行う施設を除く。）により、③欄に定める設置主体が設置する施設に係る施設整備事業に対し、市町村が行う補助事業（(3)小規模保育事業所については公立施設の施設整備事業を除く。）とする。

① 施設の種類	② 設置根拠	③ 設置主体
(1) 保育所等	児童福祉法第 35 条第 4 項及び同法第 56 条の 8 第 3 項並びに認定こども園法第 17 条第 1 項及び同法第 34 条第 3 項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人であって、当該保育所の施設整備を行う場合に限る。） （以下「社会福祉法人等」という。） ただし、「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村又は、「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が 1.0 未満の市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。
(2) 保育所機能部分	認定こども園法第 3 条第 2 項第 1 号及び第 4 項第 1 号	社会福祉法人又は学校法人(幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園の設置者と同一の学校法人が、当該保育所機能部分の施設整備を行う場合に限る。) ただし、「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村又は、「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が 1.0 未満の市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。
(3) 小規模保育事業所	児童福祉法第 34 条の 15 第 1 項及び第 2 項	市町村が認めた者(公立施設を含む。)
(4) 防音壁を設置する施設	—	本表「①施設の種類」の (1) (2) (3) に応じた「③設置主体」
(5) 防犯対策の強化に係る整備を行う施設	—	本表「①施設の種類」の (1) (3) に応じた「③設置主体」

(交付金の対象除外)

7 この交付金は、次に掲げる費用については対象としないものとする。

(1) 土地の買収又は整地に要する費用

- (2) 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 防音壁整備事業における、防音以外を目的とした整備に要する費用
- (5) 防犯対策強化整備事業における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (6) その他施設整備として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

8 この交付金は、市町村に対し、整備計画、設置計画又は防犯計画(以下「整備計画等」という。)に記載された施設整備事業に要する経費に充てるために交付するものとし、その交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 6の(1)の事業(保育所等)

ア 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度(以下「整備年度」という。)の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)であって、原則として、「子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う保育所等が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申込児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分(「0歳児」、「1,2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。以下同じ。)の利用定員総数が増加する施設整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表2-1で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ ア以外の場合

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2、別表2-2で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-1、別表1-2で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(2) 6の(2)の事業(保育所機能部分)

ア 市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備に限る。)

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-3、別表2-5で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-3で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ ア以外の場合

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-4で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-4で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(3) 6の(3)の事業(小規模保育事業所)

ア 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村(財政力指数が1.0未満の市町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備年度の4月1日現在の待機児童数が10人以上、かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。)が策定する整備計画に基づく施設整備事業(創設、増築、増改築に限る。)であって、原則として、「子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う小規模保育事業所が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申込児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表2-8で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(7)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

イ ア以外の場合

(7) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表1-6、別表2-9で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表1-5、別表1-6で定める対象経

費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1－9 で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(4) 6の(4)の事業(防音壁を設置する施設)

市町村が策定する設置計画に基づく施設整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－7 で定める基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－7 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1－9 で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(5) 6の(5)の事業(防犯対策の強化に係る整備を行う施設)

市町村が策定する防犯計画に基づく施設整備事業

① 門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－8 の第 3 欄のアで定める基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－8 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1－9 で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

② 非常通報装置等の設置の場合

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－8 の第 3 欄のイで定める基準額を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表 1－8 で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表 1－9 で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

9 次の表に掲げる施設整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、次により算定するものとする。ただし、対象となる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」が豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律

第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合、8の(1)(2)(3)、9の(2)(3)(4)の算定にあつては、算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

(1) 次の表の①に掲げる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表2-3、別表2-6、別表2-10で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表1-1、別表1-3、別表1-5で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(2) 次の表の②③に掲げる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業

(ア) 交付金の交付の対象となる施設整備事業につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表2-4、別表2-7、別表2-11で定める基準により算出した基準額の合計を交付基礎額とする。

(イ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに別表1-1、別表1-3、別表1-5で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計に別表1-9で定める国の負担割合を乗じた額を算出する。

(ウ) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、(ア)により算出した額と(イ)により算出した額を比較していずれか少ない方の額の合計を交付額とする。

(3) 次の表の④に掲げる「保育所等」、「保育所機能部分」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業

8の(1)(2)(3)、9の(2)について交付金の交付額の算定にあつては、「交付基準額表」中、「津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。

(4) 次の表の⑤に掲げる「保育所等」及び「小規模保育事業所」の施設整備事業

8の(1)(3)、9の(1)(2)(3)に基づいて算定し、「交付基準額表」中、「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。

①	沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合
②	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合
③	山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定により算定した市町村の基準財政

	収入額を同法第 11 条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前 3 か年度内の各年度に係るものを合算したものの 3 分の 1 の数値が 0.4 未満である市町村の区域内にあるものに限る。(創設を除く。))
④	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号)第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設
⑤	平成 28 年 4 月 7 日雇児発第 0407 第 2 号「「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について」に基づき、参加する自治体が当該事業を行う場合

(交付金の概算払)

- 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合において、国の支払計画承認額の範囲内において概算払することができるものとする。

(交付の条件)

- 11 この交付金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業の内容のうち、整備計画等に記載された建物等の用途を変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受けなければならない。
- (2) 整備計画等に記載された事業を中止又は廃止(一部の中止又は廃止を含む。)する場合には、地方厚生(支)局長の承認を受けなければならない。
- (3) 整備計画等に基づく事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生(支)局長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この交付金に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙 3 の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。
- ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (5) 市町村は社会福祉法人等の事業者に対してこの交付金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
- ア (1)～(3)に掲げる条件
- この場合において、「地方厚生(支)局長」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
- イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具及びその他財産については、適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める

期間を経過するまで市町村長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

ウ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

エ 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙7の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。

(6) (5) により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

(7) 事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税又は地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(8) 事業者が(5) により付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

12 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 東京都以外

ア 市町村の長は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

イ 道府県知事は、別紙1の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めるときは、地方厚生（支）局長が別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(2) 東京都

ア 市町村の長は、別紙1の様式による申請書に関係書類を添えて、都知事が定める日までに都知事に提出するものとする。

イ 都知事は、別紙1の申請書を受理したときは、関東信越厚生局長が別に定める日までに関東信越厚生局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 13 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、12に定める申請手続に従い、別に指示する日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 14 地方厚生(支)局長は、12又は13による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(状況報告)

- 15 市町村は、交付金の対象となった施設整備事業、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業に係る工事に着工したときは、別紙4の様式により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については別紙5の様式により12月末日現在の状況を翌月15日までに、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して地方厚生(支)局長に報告しなければならない。

(実績報告)

- 16 この交付金の実績報告は、次により行うものとする。

(1) 東京都以外

ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、道府県知事が定める日までに道府県知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、当該市町村の属する道府県の知事を経由して、別紙6の様式による報告書を地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

イ 道府県知事は、別紙2の事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めるときは現地調査等を行い、その後適正と認めるときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11の(2)(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、地方厚生(支)局長に提出して行わなければならない。

(2) 東京都

ア 市町村の長は、別紙2の様式による報告書に関係書類を添えて、都知事が定める日までに都知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、都知事を経由して、別紙6の様式による報告書を関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

イ 都知事は、別紙2の事業実績報告書を受理したときは、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(11の(2)(5)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、関東信越厚生局長に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

- 17 地方厚生(支)局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 18 特別の事情により、8、12、13、15 及び 16 に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 1 - 1

算 定 基 準

(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所等	本体工事費	<p>別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>※ 1 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画に基づく事業、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う事業、待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業を含む。</p> <p>※ 2 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同</p>	別表 1 - 9 のとおり

		<p>振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p>	<p>じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>
<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費(災害復旧に係る仮設施設整備工事費は除く。)</p>	<p>別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。※1、※2について同上。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	

別表 1 - 2

算 定 基 準

(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所等	本体工事費	<p>大規模修繕等その他特別な工事費(耐震化等整備事業における大規模修繕等を含む。)については、次のいずれか低い方の価格に別表 1 - 9 に定める国の負担割合を乗じた額を基準に厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>(1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者 2 社の見積もり</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7 に定める費用を除く。)、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>	別表 1 - 9 のとおり
	仮施設整備工事費(災害復旧に係る仮施設整備工事費は除く。)	<p>大規模修繕等(耐震化整備事業を含む。)については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p>	<p>仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	

別表 1 - 3

算 定 基 準

(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
保育所 機能部分	本体工事費	<p>別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>※ 1 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業、過疎地域自立促進特別措置法(平成 12 年法律第 15 号)第 6 条第 1 項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業、山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画に基づく事業、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 25 年法律第 87 号)第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う事業を含む。</p> <p>※ 2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和 37 年法律第 73 号)第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号)第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)第</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7 に定める費用を除く。)、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>	別表 1 - 9 のとおり

		<p>4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して 0.08 を乗じて得た額を加算する。</p>		
	<p>解体撤去工事費及び仮施設整備工事費(災害復旧に係る仮施設整備工事費は除く。)</p>	<p>別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。※1、※2 について同上。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	

別表 1 - 4

算 定 基 準

(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
<p>保育所 機能部分</p>	<p>本体工事費</p>	<p>大規模修繕等その他特別な工事費（耐震化等整備事業における大規模修繕等を含む。）については、次のいずれか低い方の価格に別表 1 - 9 に定める国の負担割合を乗じた額を基準に厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p> <p>(1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者 2 社の見積り</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>	<p>別表 1 - 9 のとおり</p>
	<p>仮施設整備工事費（災害復旧に係る仮施設整備工事費は除く。）</p>	<p>大規模修繕等（耐震化整備事業を含む。）については、厚生労働大臣が必要と認めた額とする。</p>	<p>仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	

別表 1 - 5

算 定 基 準

(創設、増築、増改築、改築及び老朽民間児童福祉施設整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
小規模保育事業所	本体工事費	<p>別表 2 に掲げる 1 施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>※ 1 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 4 条第 1 項に規定する沖縄振興計画に基づく事業、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 8 条第 1 項に規定する山村振興計画に基づく事業、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 25 年法律第 87 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第 4 号に基づき政令で定める施設として行う事業、待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業を含む。</p> <p>※ 2 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要な権利金や前払地代などの一時金。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同</p>	別表 1 - 9 のとおり

		<p>振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、上記に定める方法により算定された基準額に対して0.08を乗じて得た額を加算する。</p>	<p>じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>
<p>解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費(災害復旧に係る仮設施設整備工事費は除く。)</p>	<p>別表2に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。※1、※2について同上。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	

別表 1 - 6

算 定 基 準

(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
小規模保育事業所	本体工事費	<p>大規模修繕等その他特別な工事費（耐震化等整備事業における大規模修繕等を含む。）については、次のいずれか低い方の価格に別表 1 - 9 に定める国の負担割合を乗じた額を基準に厚生労働大臣が必要と認めたとする。</p> <p>（1）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り</p> <p>（2）工事請負業者 2 社の見積もり</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めたと整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（7 に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>	別表 1 - 9 のとおり
	仮施設整備工事費（災害復旧に係る仮施設整備工事費は除く。）	大規模修繕等（耐震化整備事業を含む。）については、厚生労働大臣が必要と認めたとする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

別表 1 - 7

算 定 基 準

(防音壁整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
防音壁整備	本体工事費	防音壁の整備に係る工事費については、1施設当たり基準額を3,441,000円(1/2相当)とする。	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7に定める費用を除く。)、工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>	別表1-9のとおり

別表 1 - 8

算 定 基 準
(防犯対策の強化に係る整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担割合
防犯対策の強化に係る整備	本体工事費	<p>防犯対策の強化に係る整備については、次の取り扱いとする。</p> <p>ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 次のいずれか低い方の価格（以下「外構の設置、修繕等に係る見積り額」という。）に2分の1を乗じた額とする。 （1）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り （2）工事請負業者2社の見積もり</p> <p>※ただし、外構の設置、修繕等に係る見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。</p> <p>イ 非常通報装置等の設置 次のいずれか低い方の価格（以下「非常通報装置等の設置に係る見積り額」という。）に2分の1を乗じた額と900,000円を比較していずれか少ない額とする。 （1）公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の見積り （2）工事請負業者2社の見積もり</p> <p>※ただし、非常通報装置等の設置に係る見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。</p>	<p>防犯対策の強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（7に定める費用を除く。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>	別表1-9のとおり

別表 1 - 9

保育所等整備交付金における施設整備事業の国、市町村、事業者の負担割合

	国	市町村	事業者
下記以外	1/2	1/4 (※1)	1/4 (※1)
子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市町村が策定する整備計画に基づく施設整備事業（8（1）ア又は8（3）アの事業に限る。）	2/3	1/12 (※2)	1/4 (※2)
9の表の①に基づく施設整備事業（防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備を除く。）	3/4	1/8 (※3)	1/8 (※3)
9の表の②③に基づく施設整備事業（防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備を除く。）	5. 5/10	1/4 (※4)	1/5 (※4)

※1 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/2

※2 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/3

※3 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 1/4

※4 公立の小規模保育事業所の施設整備事業については、市町村 4. 5/10

※5 市町村は、上記の負担割合に応じて、事業者に対し、国の負担割合分と市町村の負担割合分の合計額を補助する。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	69,600	76,700
定員21～30名	73,100	80,400
定員31～40名	85,000	93,400
定員41～70名	96,700	106,600
定員71～100名	125,800	138,400
定員101～130名	151,300	166,500
定員131～160名	175,200	192,800
定員161～190名	199,000	219,000
定員191～220名	221,100	243,400
定員221～250名	245,000	269,600
定員251名以上	272,300	299,600
特殊附帯工事	10,560	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	36	
定員21～30名	27	
定員31～40名	22	
定員41～70名	19	
定員71～100名	15	
定員101～130名	13	
定員131～160名	12	
定員161名以上	11	
土地借料加算	15,700	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,230	2,470

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	92,000	101,300
定員21～30名	96,400	106,100
定員31～40名	112,100	123,400
定員41～70名	127,900	140,700
定員71～100名	166,100	182,800
定員101～130名	199,800	219,800
定員131～160名	231,300	254,400
定員161～190名	262,800	289,200
定員191～220名	292,100	321,200
定員221～250名	323,400	355,900
定員251名以上	359,500	395,400
特殊附帯工事	13,850	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	36	
定員21～30名	27	
定員31～40名	22	
定員41～70名	19	
定員71～100名	15	
定員101～130名	13	
定員131～160名	12	
定員161名以上	11	
土地借料加算	20,800	
地域の余裕スペース	標準	都市部
活用促進加算	2,920	3,250

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	69,600	76,700
定員21~30名	73,100	80,400
定員31~40名	85,000	93,400
定員41~70名	96,700	106,600
定員71~100名	125,800	138,400
定員101~130名	151,300	166,500
定員131~160名	175,200	192,800
定員161~190名	199,000	219,000
定員191~220名	221,100	243,400
定員221~250名	245,000	269,600
定員251名以上	272,300	299,600
特殊附帯工事	10,560	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	36	
定員21~30名	27	
定員31~40名	22	
定員41~70名	19	
定員71~100名	15	
定員101~130名	13	
定員131~160名	12	
定員161名以上	11	
土地借料加算	31,000	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	9,890	10,880

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	92,000	101,300
定員21～30名	96,400	106,100
定員31～40名	112,100	123,400
定員41～70名	127,900	140,700
定員71～100名	166,100	182,800
定員101～130名	199,800	219,800
定員131～160名	231,300	254,400
定員161～190名	262,800	289,200
定員191～220名	292,100	321,200
定員221～250名	323,400	355,900
定員251名以上	359,500	395,400
特殊附帯工事	13,850	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	36	
定員21～30名	27	
定員31～40名	22	
定員41～70名	19	
定員71～100名	15	
定員101～130名	13	
定員131～160名	12	
定員161名以上	11	
土地借料加算	40,900	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	12,890	14,320

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-1 [8の(1)アに基づく保育所等施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,394	1,535	1,840	2,025
定員21～30名	1,582	1,740	2,088	2,298
定員31～40名	2,110	2,320	2,786	3,064
定員41～70名	2,655	2,921	3,505	3,854
定員71～100名	3,744	4,119	4,943	5,437
定員101～130名	4,493	4,944	5,932	6,526
定員131～160名	5,617	6,180	7,415	8,158
定員161～190名	6,742	7,416	8,899	9,790
定員191～220名	7,866	8,652	10,382	11,420
定員221～250名	8,989	9,890	11,867	13,053
定員251名以上	10,114	11,125	13,351	14,684

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,484	2,734	3,279	3,607
定員21～30名	3,032	3,336	4,003	4,404
定員31～40名	3,676	4,043	4,853	5,338
定員41～70名	5,106	5,617	6,742	7,415
定員71～100名	7,661	8,428	10,113	11,124
定員101～130名	9,195	10,114	12,136	13,351
定員131～160名	11,493	12,642	15,171	16,689
定員161～190名	12,567	13,823	16,587	18,246
定員191～220名	14,661	16,128	19,353	21,289
定員221～250名	16,755	18,432	22,118	24,328
定員251名以上	18,850	20,735	24,882	27,371

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	52,200	57,400
定員21～30名	54,800	60,200
定員31～40名	63,500	70,100
定員41～70名	72,600	79,900
定員71～100名	94,400	103,800
定員101～130名	113,500	124,800
定員131～160名	131,400	144,400
定員161～190名	149,300	164,100
定員191～220名	165,800	182,500
定員221～250名	183,700	202,200
定員251名以上	204,300	224,500
特殊附帯工事	7,850	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	26	
定員21～30名	19	
定員31～40名	16	
定員41～70名	14	
定員71～100名	11	
定員101～130名	9	
定員131～160名	9	
定員161名以上	8	
土地借料加算	11,700	
地域の余裕スペース	標準	都市部
活用促進加算	1,680	1,900

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	69,000	75,900
定員21～30名	72,300	79,600
定員31～40名	84,100	92,400
定員41～70名	95,800	105,500
定員71～100名	124,500	137,100
定員101～130名	149,800	164,800
定員131～160名	173,400	190,700
定員161～190名	197,100	216,700
定員191～220名	219,100	240,900
定員221～250名	242,400	266,800
定員251名以上	269,600	296,500
特殊附帯工事	10,320	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	26	
定員21～30名	19	
定員31～40名	16	
定員41～70名	14	
定員71～100名	11	
定員101～130名	9	
定員131～160名	9	
定員161名以上	8	
土地借料加算	15,500	
地域の余裕スペース	標準	都市部
活用促進加算	2,230	2,470

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	52,200	57,400
定員21～30名	54,800	60,200
定員31～40名	63,500	70,100
定員41～70名	72,600	79,900
定員71～100名	94,400	103,800
定員101～130名	113,500	124,800
定員131～160名	131,400	144,400
定員161～190名	149,300	164,100
定員191～220名	165,800	182,500
定員221～250名	183,700	202,200
定員251名以上	204,300	224,500
特殊附帯工事	7,850	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	26	
定員21～30名	19	
定員31～40名	16	
定員41～70名	14	
定員71～100名	11	
定員101～130名	9	
定員131～160名	9	
定員161名以上	8	
土地借料加算	23,200	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準 7,410	都市部 8,150

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	69,000	75,900
定員21～30名	72,300	79,600
定員31～40名	84,100	92,400
定員41～70名	95,800	105,500
定員71～100名	124,500	137,100
定員101～130名	149,800	164,800
定員131～160名	173,400	190,700
定員161～190名	197,100	216,700
定員191～220名	219,100	240,900
定員221～250名	242,400	266,800
定員251名以上	269,600	296,500
特殊附帯工事	10,320	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	26	
定員21～30名	19	
定員31～40名	16	
定員41～70名	14	
定員71～100名	11	
定員101～130名	9	
定員131～160名	9	
定員161名以上	8	
土地借料加算	30,600	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	9,890	10,550

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-2 [8の(1)イに基づく保育所等施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,046	1,150	1,380	1,518
定員21～30名	1,185	1,305	1,566	1,723
定員31～40名	1,582	1,740	2,088	2,298
定員41～70名	1,990	2,191	2,628	2,892
定員71～100名	2,808	3,088	3,707	4,077
定員101～130名	3,370	3,707	4,448	4,893
定員131～160名	4,213	4,635	5,561	6,119
定員161～190名	5,056	5,562	6,675	7,342
定員191～220名	5,898	6,489	7,786	8,566
定員221～250名	6,742	7,416	8,899	9,790
定員251名以上	7,585	8,344	10,013	11,015

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,863	2,050	2,458	2,705
定員21～30名	2,275	2,502	3,002	3,303
定員31～40名	2,757	3,032	3,639	4,003
定員41～70名	3,829	4,213	5,056	5,561
定員71～100名	5,745	6,320	7,584	8,343
定員101～130名	6,895	7,585	9,102	10,013
定員131～160名	8,620	9,483	11,379	12,516
定員161～190名	9,424	10,367	12,440	13,684
定員191～220名	10,995	12,095	14,515	15,964
定員221～250名	12,567	13,823	16,588	18,246
定員251名以上	14,137	15,551	18,661	20,529

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-3 [9の表の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

単位:千円

■本體工事費

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	78,300	86,300
定員21～30名	82,200	90,400
定員31～40名	95,600	105,200
定員41～70名	108,900	119,900
定員71～100名	141,600	155,700
定員101～130名	170,100	187,300
定員131～160名	197,100	216,900
定員161～190名	224,000	246,400
定員191～220名	248,900	273,800
定員221～250名	275,700	303,200
定員251名以上	306,400	337,000
特殊附帯工事	11,760	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	40	
定員21～30名	31	
定員31～40名	26	
定員41～70名	22	
定員71～100名	18	
定員101～130名	14	
定員131～160名	13	
定員161名以上	13	
土地借料加算	17,700	
地域の余裕スペース	標準	都市部
活用促進加算	2,570	2,810

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎩以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※8 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

別表2-3 [9の表の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	78,300	86,300
定員21～30名	82,200	90,400
定員31～40名	95,600	105,200
定員41～70名	108,900	119,900
定員71～100名	141,600	155,700
定員101～130名	170,100	187,300
定員131～160名	197,100	216,900
定員161～190名	224,000	246,400
定員191～220名	248,900	273,800
定員221～250名	275,700	303,200
定員251名以上	306,400	337,000
特殊附帯工事	11,760	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	40	
定員21～30名	31	
定員31～40名	26	
定員41～70名	22	
定員71～100名	18	
定員101～130名	14	
定員131～160名	13	
定員161名以上	13	
土地借料加算	34,900	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	11,120	12,230

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※8 沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

別表2-3 [9の表の①に基づく保育所等施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	1,569	1,726
定員21～30名	1,781	1,957
定員31～40名	2,374	2,610
定員41～70名	2,986	3,286
定員71～100名	4,212	4,634
定員101～130名	5,056	5,562
定員131～160名	6,320	6,952
定員161～190名	7,584	8,344
定員191～220名	8,848	9,733
定員221～250名	10,114	11,125
定員251名以上	11,378	12,516

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	2,795	3,076
定員21～30名	3,413	3,752
定員31～40名	4,137	4,550
定員41～70名	5,745	6,320
定員71～100名	8,620	9,481
定員101～130名	10,343	11,378
定員131～160名	12,931	14,223
定員161～190名	14,137	15,551
定員191～220名	16,494	18,143
定員221～250名	18,850	20,734
定員251名以上	21,206	23,327

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	57,400	63,100
定員21～30名	60,200	66,200
定員31～40名	70,100	77,000
定員41～70名	79,900	87,900
定員71～100名	103,800	114,100
定員101～130名	124,800	137,300
定員131～160名	144,400	159,000
定員161～190名	164,100	180,500
定員191～220名	182,600	200,800
定員221～250名	202,100	222,500
定員251名以上	224,600	247,000
特殊附帯工事	8,650	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	29	
定員21～30名	21	
定員31～40名	18	
定員41～70名	15	
定員71～100名	12	
定員101～130名	10	
定員131～160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	13,100	
地域の余裕スペース	標準	都市部
活用促進加算	1,900	2,020

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	75,800	83,400
定員21～30名	79,600	87,500
定員31～40名	92,500	101,800
定員41～70名	105,500	116,100
定員71～100名	137,000	150,800
定員101～130名	164,700	181,500
定員131～160名	190,600	209,900
定員161～190名	216,700	238,500
定員191～220名	240,900	264,900
定員221～250名	266,800	293,500
定員251名以上	296,500	326,100
特殊附帯工事	11,430	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	29	
定員21～30名	21	
定員31～40名	18	
定員41～70名	15	
定員71～100名	12	
定員101～130名	10	
定員131～160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	17,100	
地域の余裕スペース	標準	都市部
活用促進加算	2,470	2,680

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	57,400	63,100
定員21～30名	60,200	66,200
定員31～40名	70,100	77,000
定員41～70名	79,900	87,900
定員71～100名	103,800	114,100
定員101～130名	124,800	137,300
定員131～160名	144,400	159,000
定員161～190名	164,100	180,500
定員191～220名	182,600	200,800
定員221～250名	202,100	222,500
定員251名以上	224,600	247,000
特殊附帯工事	8,650	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	29	
定員21～30名	21	
定員31～40名	18	
定員41～70名	15	
定員71～100名	12	
定員101～130名	10	
定員131～160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	25,500	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	8,150	8,960

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	75,800	83,400
定員21～30名	79,600	87,500
定員31～40名	92,500	101,800
定員41～70名	105,500	116,100
定員71～100名	137,000	150,800
定員101～130名	164,700	181,500
定員131～160名	190,600	209,900
定員161～190名	216,700	238,500
定員191～220名	240,900	264,900
定員221～250名	266,800	293,500
定員251名以上	296,500	326,100
特殊附帯工事	11,430	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
定員20名以下	29	
定員21～30名	21	
定員31～40名	18	
定員41～70名	15	
定員71～100名	12	
定員101～130名	10	
定員131～160名	10	
定員161名以上	9	
土地借料加算	33,600	
定期借地権設定のための一時金加算	保育所等の設置に必要な土地について、当該保育所等が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	10,550	11,950

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
- ※3 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)
- ※4 土地借料加算については、新たに土地を賃借して保育所等を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※5 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して保育所等を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。
- ※6 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)
- ※7 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※8 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-4 [9の表の②③に基づく保育所等施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,150	1,267	1,517	1,671
定員21～30名	1,305	1,436	1,723	1,896
定員31～40名	1,740	1,914	2,298	2,528
定員41～70名	2,190	2,409	2,892	3,180
定員71～100名	3,088	3,399	4,077	4,485
定員101～130名	3,707	4,079	4,893	5,384
定員131～160名	4,635	5,098	6,119	6,730
定員161～190名	5,561	6,119	7,342	8,076
定員191～220名	6,489	7,138	8,566	9,422
定員221～250名	7,416	8,160	9,790	10,770
定員251名以上	8,343	9,178	11,014	12,115

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,049	2,255	2,705	2,975
定員21～30名	2,502	2,753	3,304	3,633
定員31～40名	3,032	3,336	4,003	4,404
定員41～70名	4,213	4,635	5,561	6,119
定員71～100名	6,320	6,952	8,343	9,177
定員101～130名	7,585	8,343	10,013	11,014
定員131～160名	9,483	10,429	12,516	13,767
定員161～190名	10,367	11,403	13,683	15,055
定員191～220名	12,095	13,305	15,965	17,562
定員221～250名	13,823	15,206	18,246	20,072
定員251名以上	15,551	17,107	20,529	22,581

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-5 [8の(2)アに基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	36,500
定員21～30名	38,200
定員31～40名	44,500
定員41～70名	50,800
定員71～100名	65,900
定員101～130名	79,500
定員131～160名	91,900
定員161～190名	104,500
定員191～220名	116,100
定員221～250名	128,500
定員251名以上	142,800

※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	48,000
定員21～30名	50,500
定員31～40名	58,900
定員41～70名	67,000
定員71～100名	87,000
定員101～130名	104,900
定員131～160名	121,300
定員161～190名	137,900
定員191～220名	153,200
定員221～250名	169,600
定員251名以上	188,600

※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-5 [8の(2)アに基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	731	965
定員21～30名	830	1,095
定員31～40名	1,107	1,462
定員41～70名	1,393	1,838
定員71～100名	1,964	2,595
定員101～130名	2,357	3,114
定員131～160名	2,948	3,893
定員161～190名	3,539	4,671
定員191～220名	4,129	5,452
定員221～250名	4,719	6,229
定員251名以上	5,310	7,007

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,304	1,722
定員21～30名	1,592	2,101
定員31～40名	1,930	2,546
定員41～70名	2,680	3,539
定員71～100名	4,023	5,310
定員101～130名	4,826	6,371
定員131～160名	6,033	7,964
定員161～190名	6,595	8,707
定員191～220名	7,697	10,159
定員221～250名	8,796	11,610
定員251名以上	9,896	13,062

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-6 [9の表の①に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	54,800
定員21～30名	57,400
定員31～40名	66,700
定員41～70名	76,300
定員71～100名	98,900
定員101～130名	119,000
定員131～160名	138,000
定員161～190名	156,800
定員191～220名	174,200
定員221～250名	193,000
定員251名以上	214,300

- ※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分定員規模に該当する基準額とすること。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	1,097
定員21～30名	1,245
定員31～40名	1,661
定員41～70名	2,090
定員71～100名	2,948
定員101～130名	3,539
定員131～160名	4,424
定員161～190名	5,310
定員191～220名	6,194
定員221～250名	7,079
定員251名以上	7,964

- ※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※3 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■仮設施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	1,956
定員21～30名	2,388
定員31～40名	2,895
定員41～70名	4,022
定員71～100名	6,034
定員101～130名	7,240
定員131～160名	9,050
定員161～190名	9,895
定員191～220名	11,545
定員221～250名	13,194
定員251名以上	14,844

- ※1 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※3 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

別表2-7 [9の表の②③に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	40,200
定員21～30名	42,000
定員31～40名	49,000
定員41～70名	55,900
定員71～100名	72,500
定員101～130名	87,200
定員131～160名	101,200
定員161～190名	114,900
定員191～220名	127,600
定員221～250名	141,500
定員251名以上	157,200

※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)
定員20名以下	52,900
定員21～30名	55,600
定員31～40名	64,800
定員41～70名	73,700
定員71～100名	95,800
定員101～130名	115,200
定員131～160名	133,400
定員161～190名	151,600
定員191～220名	168,600
定員221～250名	186,700
定員251名以上	207,600

※1 幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-7 [9の表の②③に基づく保育所機能部分施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	804	1,062
定員21～30名	914	1,206
定員31～40名	1,218	1,607
定員41～70名	1,533	2,023
定員71～100名	2,161	2,854
定員101～130名	2,595	3,424
定員131～160名	3,242	4,282
定員161～190名	3,893	5,138
定員191～220名	4,542	5,996
定員221～250名	5,192	6,852
定員251名以上	5,840	7,709

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	右記以外	津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合
定員20名以下	1,435	1,894
定員21～30名	1,751	2,312
定員31～40名	2,122	2,801
定員41～70名	2,948	3,893
定員71～100名	4,424	5,840
定員101～130名	5,310	7,007
定員131～160名	6,637	8,760
定員161～190名	7,256	9,576
定員191～220名	8,466	11,176
定員221～250名	9,675	12,771
定員251名以上	10,885	14,368

※1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-8 [8の(3)アに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	69,600	76,700
特殊附帯工事	10,560	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	36	
土地借料加算	15,700	
地域の余裕スペース	標準	都市部
活用促進加算	2,230	2,470

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	92,000	101,300
特殊附帯工事	13,850	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	36	
土地借料加算	20,800	
地域の余裕スペース	標準	都市部
活用促進加算	2,920	3,250

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-8 [8の(3)アに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	69,600	76,700
特殊附帯工事	10,560	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	36	
定期借地権設定のための一時金加算	31,000	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	9,890	10,880

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事中工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	92,000	101,300
特殊附帯工事	13,850	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	36	
定期借地権設定のための一時金加算	40,900	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	12,890	14,320

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事中工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-8 [8の(3)アに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(2/3相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,394	1,535	1,840	2,025

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,484	2,734	3,279	3,607

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-9 [8の(3)イに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	52,200	57,400
特殊附帯工事	7,850	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	26	
土地借料加算	11,700	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	1,680	1,900

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	69,000	75,900
特殊附帯工事	10,320	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	26	
土地借料加算	15,500	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	2,230	2,470

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-9 [8の(3)イに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	52,200	57,400
特殊附帯工事	7,850	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	26	
定期借地権設定のための一時金加算	23,200	
地域の余裕スペース活用促進加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
	標準	都市部
	7,410	8,150

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	69,000	75,900
特殊附帯工事	10,320	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	26	
定期借地権設定のための一時金加算	30,600	
地域の余裕スペース活用促進加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
	標準	都市部
	9,890	10,550

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-9 [8の(3)イに基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(1/2相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,046	1,150	1,380	1,518

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,863	2,050	2,458	2,705

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別表2-10 [9の表の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

単位:千円

■本体工事費

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	78,300	86,300
特殊附帯工事	11,760	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	40	
土地借料加算	17,700	
地域の余裕スペース	標準	都市部
活用促進加算	2,570	2,810

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※6 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※7 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)

別表2-10 [9の表の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本體工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	78,300	86,300
特殊附帯工事	11,760	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	40	
土地借料加算	34,900	
定期借地権設定のための一時金加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部
	11,120	12,230

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/km²以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※5 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※6 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

※7 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

別表2-10 [9の表の①に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(3/4相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	1,569	1,726

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	2,795	3,076

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※4 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)

別表2-11 [9の表の②③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	57,400	63,100
特殊附帯工事	8,650	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	29	
土地借料加算	13,100	
地域の余裕スペース	標準	都市部
活用促進加算	1,900	2,020

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎏以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表
(津波避難対策緊急事業計画に基づく事業の場合)

■本体工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	75,800	83,400
特殊附帯工事	11,430	
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
	29	
土地借料加算	17,100	
地域の余裕スペース	標準	都市部
活用促進加算	2,470	2,680

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎏以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。
- ※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
- ※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算を除く。千円未満切捨て。)
- ※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。
- ※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-11 [9の表の②③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表
(待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本體工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	57,400	63,100
特殊附帯工事	8,650	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	29	
定期借地権設定のための一時金加算	25,500	
地域の余裕スペース活用促進加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
	標準	都市部
	8,150	8,960

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

交付基準額表

(津波避難対策緊急事業計画かつ待機児童解消に向けて緊急に対応する施策に基づく事業の場合)

■本體工事費 単位:千円

	基準額(1施設当たり)	
	標準	都市部
定員20名以下	75,800	83,400
特殊附帯工事	11,430	
設計料加算	本體工事費に係る交付基準額(開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。)の5%(千円未満切り捨て)	
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算	
土地借料加算	29	
定期借地権設定のための一時金加算	33,600	
地域の余裕スペース活用促進加算	小規模保育事業所の設置に必要な土地について、当該小規模保育事業所が所在する地域を所管する国税局長が定める路線価に基づき相続税における評価額の算出方法により算出された額(路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額)の2分の1に別表1-9に定める国の負担割合を乗じた額(千円未満切り捨て)	
	標準	都市部
	10,550	11,950

※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎢以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×整備する面積/整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切り捨て)

※3 土地借料加算については、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

※4 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など)を活用して小規模保育事業所を整備する場合において、本體工事の補助基準額に加算すること。

※5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。
(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く。千円未満切り捨て。)

※6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

※7 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日雇児発第0612004号)を準用して整備すること。

別表2-11 [9の表の②③に基づく小規模保育事業所施設整備事業:定額(5.5/10相当)]

交付基準額表

■解体撤去工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,150	1,267	1,517	1,671

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

■仮施設整備工事費

単位:千円

	基準額(1施設当たり)			
	右記以外		津波避難対策緊急事業 計画に基づく事業の場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,049	2,255	2,705	2,975

- ※1 整備を行う年度の4月1日現在の人口密度が、1,000人/㎥以上の市町村については、都市部の基準額を適用し、その他の市町村については、標準の基準額を適用する。
- ※2 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額に対して0.08を乗じて得られた額を加算すること。(千円未満切捨て。)
- ※3 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数=総定員数×改築面積/既存施設の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)
- ※4 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基準額を適用する。

別紙1
(様式1-1)

第 年 月 日
号

地方厚生(支)局長 殿

市町村の長 印

(元号) 年度保育所等整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- | | | |
|---|---------|-------------------|
| 1 | 申請額 | 金 _____ 円 |
| 2 | 整備計画等概要 | 別紙のとおり(別紙1 様式1-2) |
| 3 | 申請額算出内訳 | 別紙のとおり(別紙1 様式1-3) |

(添付書類)

- ・市町村の歳入歳出予算書(見込書)抄本

(注) 厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙1

(様式1-2)

保育所等整備計画書・防音壁設置計画書・防犯対策強化整備計画書

市町村名： 県 市

整備計画等の概要

(単位：千円)

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の支出予定額	交付金申請額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合計								

(注) 抵当権設定の有無は、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業以外の場合に記入すること。

様式 1 - 2 記入要領

市町村名の欄には、都道府県名も合わせて記入すること。

<整備計画等の概要>

整備予定の保育所、認定こども園等について「施設名」・「施設種別」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の支出予定額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「施設種別」：整備後の施設種別（保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園、小規模保育事業所の別）を記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・大規模修繕等・民老・防音壁整備

防犯対策強化整備のための門、フェンス等の外構の設置、修繕等の場合は「外構」、
非常通報装置等の設置の場合は「非常通報装置等」の別を記入すること。

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「(元号) 年度●●%～
(元号) 年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：平成 20 年 4 月 17 日雇児発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添 1 「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第 3 の 3 の (1) に規定する抵当権の設定の有無について、○を付すこと。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

保育所等整備交付金申請額内訳

市町村名: _____ 県 _____ 市 _____

区分	施設名	総事業費 A	寄付金その他の収入額等 B	差引額 C (= A - B)	対象経費の支出予定額 D (≦ A)	選定額 E	交付基礎額の算定				交付金基本額 円 K	交付金所要額 円	
							交付基礎額 <small>(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算を除く)</small> 円 F	豪雪地帯等加算 円 G (= F × 8%)	交付基礎額 <small>(設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算、定期借地権設定のための一時金加算分)</small> 円 H (= F + G + H)	算定額合計 円 I (= F + G + H)			
8の(1)アに基づく 保育所等 施設整備事業 [定額2/3相当]	小計 ①												
8の(1)イに基づく 保育所等 施設整備事業 [定額1/2相当]	小計 ②												
9の表の①に基づく 保育所等 施設整備事業 [定額3/4相当]	小計 ③												
9の表の②③に基づく 保育所等 施設整備事業 [定額5.5/10相当]	小計 ④												
8の(2)に基づく 保育所機能部分 施設整備事業 [定額1/2相当]	小計 ⑤												
9の表の①に基づく 保育所機能部分 施設整備事業 [定額3/4相当]	小計 ⑥												
9の表の②③に基づく 保育所機能部分 施設整備事業 [定額5.5/10相当]	小計 ⑦												
8の(3)アに基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 [定額2/3相当]	小計 ⑧												
8の(3)イに基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 [定額1/2相当]	小計 ⑨												
9の表の①に基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 [定額3/4相当]	小計 ⑩												
9の表の②③に基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 [定額5.5/10相当]	小計 ⑪												
8の(4)に基づく 防音壁整備事業 [定額1/2相当]	小計 ⑫												
8の(5)①に基づく 防犯対策強化 整備事業 [定額1/2相当]	小計 ⑬												
8の(5)②に基づく 防犯対策強化 整備事業 [定額1/2相当]	小計 ⑭												
合計(小計①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)													

(1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
(2) E欄には、C欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に2/3(又は1/2、3/4、5.5/10)を乗じた額を記入すること。(小数点以下切り捨て)
(3) E欄、I欄、J欄及びK欄の小計及び合計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
(4) G欄には、設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算及び定期借地権設定のための一時金加算を除いた交付基礎額に対して、0.08を乗じて得た額を記入すること。(千円未満切り捨て)
(5) J欄は、E欄の額とI欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。(千円未満切り捨て)
(6) K欄は、J欄の額を記入すること。

別紙2
(様式1-1)

第 年 月 日 号

地方厚生(支)局長 殿

市町村の長 印

(元号) 年度保育所等整備交付金の事業実績報告について

(元号) 年 月 日第 号で交付決定を受けた(元号) 年度保育所等整備交付金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- | | | | |
|---|--------------------------|--------|-------------|
| 1 | 精算額 | 金 | 円 |
| 2 | 整備計画等実績の概要 | 別紙のとおり | (別紙2 様式1-2) |
| 3 | 精算額算出内訳 | 別紙のとおり | (別紙2 様式1-3) |
| 4 | 事業実績報告書 | 別紙のとおり | (別紙2 様式1-4) |
| 5 | 市町村及び設置主体の歳入歳出決算書(見込書)抄本 | | |

(添付書類)

- ・市町村の歳入歳出予算書(見込書)抄本

(注) 厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙2

(様式1-2)

保育所等整備計画・防音壁設置計画・防犯対策強化整備計画実績の概要

市町村名： 　 県 　 市

1. 整備計画等実績の概要

(単位：千円)

施設名	施設種別	設置主体	所在地	整備区分	対象経費の実支出額	交付金精算額	年次計画	抵当権設定の有無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
								有・無
合計								

(注) 抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)を添付すること。

(注) 抵当権設定の有無は、防音壁整備事業及び防犯対策強化整備事業以外の場合に記入すること。

2. 整備計画等と実績との比較及び進捗状況

別紙2
(様式1-3)

保育所等整備交付金精算額内訳

市町村名: _____ 県 _____ 市 _____

区分	施設名	総事業費 円A	寄付金その他の収入額等 円B	差引額 円C (=A-B)	対象経費の 実支出額 円D (≦A)	選定額 円E	交付基礎額の算定				交付金基本額 円K	交付金所要額 円L	交付金 交付決定額 円M	交付金 受入済額 円N	差引 過△不足額 円 (=M-K)
							交付基礎額 <small>(設計料加算、開設準備費加算、 土地借料加算、定期借地権設定のため の一時金加算を除く)</small> 円F	豪雪地域等加算 円G (=F×8%)	交付基礎額 <small>(設計料加算、開設準備費加算、 土地借料加算、定期借地権設定のため の一時金加算を除く)</small> 円H	算定額合計 円I (=F+G+H)					
8の(1)アに基づく 保育所等 施設整備事業 【定額2/3相当】															
小計 ①															
8の(1)イに基づく 保育所等 施設整備事業 【定額1/2相当】															
小計 ②															
9の表の①に基づく 保育所等 施設整備事業 【定額3/4相当】															
小計 ③															
9の表の②③に基づく 保育所等 施設整備事業 【定額5.5/10相当】															
小計 ④															
8の(2)に基づく 保育所機能部分 施設整備事業 【定額1/2相当】															
小計 ⑤															
9の表の①に基づく 保育所機能部分 施設整備事業 【定額3/4相当】															
小計 ⑥															
9の表の②③に基づく 保育所機能部分 施設整備事業 【定額5.5/10相当】															
小計 ⑦															
8の(3)アに基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 【定額2/3相当】															
小計 ⑧															
8の(3)イに基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 【定額1/2相当】															
小計 ⑨															
9の表の①に基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 【定額3/4相当】															
小計 ⑩															
9の表の②③に基づく 小規模保育事業所 施設整備事業 【定額5.5/10相当】															
小計 ⑪															
8の(4)に基づく 防音壁整備事業 【定額1/2相当】															
小計 ⑫															
8の(5)①に基づく 防犯対策強化 整備事業 【定額1/2相当】															
小計 ⑬															
8の(5)②に基づく 防犯対策強化 整備事業 【定額1/2相当】															
小計 ⑭															
合計(小計①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)															

- (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
- (2) E欄には、C欄の額とD欄の額を比較して少ないほうの額に2/3(又は1/2、3/4、5.5/10)を乗じた額を記入すること。(小数点以下切り捨て)
- (3) E欄、I欄、J欄及びK欄の小計及び合計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
- (4) G欄には、設計料加算、開設準備費加算、土地借料加算及び定期借地権設定のための一時金加算を除いた交付基礎額に対して、0.08を乗じて得た額を記入すること。(千円未満切り捨て)
- (5) J欄は、E欄の額とI欄の額を比較して少ないほうの額を記入すること。(千円未満切り捨て)
- (6) K欄は、J欄の額を記入すること。

別紙2

(様式1-4)

事業実績報告書

1. 実施施設の概要

(1) 市町村名

(2) 施設の名称及び所在地

(3) 施設種別

(保育所、保育所分園、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園分園、保育所型認定こども園、保育所型認定こども園分園、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園、小規模保育事業所の別)

(4) 設置主体及び経営主体

(5) 利用定員

現在定員(人)	増加定員(人)	合計(人)

2. 施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事費、仮設施設工事費を除く。)

(ア) 敷地面積

(イ) 敷地の所有関係(自己所有、借地、買収(予定)地の別)

(ウ) 施設整備の区分

(創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等、老朽民間児童福祉施設整備、防音壁整備、防犯対策の強化に係る整備(門、フェンス等の外構の設置、修繕等)、防犯対策の強化に係る整備(非常通報装置等の設置)の別)

(エ) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(オ) 建物の構造 (_____造)

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

(ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(イ) 建物の構造 (_____造)

(ウ) 建築年月日

(エ) 補助金の区分((元号) 年度: 国庫・民間・自己資金・その他)

(オ) 処分(取り壊し)年月日

ウ 仮設施設工事

(ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²

(イ) 建物の構造 (_____ 造)

(2) 支出済事業費総額

ア	主体工事費	_____	円
イ	工事事務費	_____	円
ウ	小計(本体工事費)	_____	円
エ	特殊附帯工事費	_____	円
オ	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費		
	(解体撤去工事費)	_____	円
	(仮設施設整備工事費)	_____	円
カ	その他の工事費	_____	円
キ	合 計	_____	円

(注) 工事仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施行期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 竣工後の事業開始年月日
- オ 解体撤去工事関係
 - (ア) 着工年月日
 - (イ) 完了年月日
- カ 仮設施設工事関係
 - (ア) 工事期間
 - (イ) 仮設施設の使用期間

(4) その他参考事項

(添付書類)

- ア 請負の場合は、工事請負契約書の写し
直営の場合は、支払領収書の写し
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し(仮設施設整備のみ)
- イ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し
(建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の規定による検査済証)
- ウ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表
- エ 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図
- オ 建物内外主要部分の写真
- カ 工事契約金額報告書(別紙2様式1-5)
- キ その他必要な書類

別紙2
(様式1-5)

番 号
年 月 日

各 市 町 村 長 殿

〇〇法人〇〇会
理事長 〇〇 〇〇

施工業者
株式会社△△建設
代表取締役 △△ △△

工 事 契 約 金 額 報 告 書

発注者（委託者）〇〇法人〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△建設は、◇◇◇保育所建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契約年月日	金額
当初〇〇工事請負契約	(元号) 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	(元号) 年 月 日	金 円
	(元号) 年 月 日	金 円
設計監理委託契約	(元号) 年 月 日	金 円
	(元号) 年 月 日	金 円

保育所等整備交付金調書

(元号) 年度 厚生労働省所管

(市町村名) ○○県 ○○市

国		地方公共団体										備考
歳出予算科目	交付決定の額 円	歳入			歳出							
		科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	うち交付金相当額 円	支出済額 円	うち交付金相当額 円	翌年度繰越額 円	うち交付金相当額 円	
(項)												
(目)												

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

(元号) 年度保育所等整備交付金による施設の工事着工報告書

(市町村名) ○○県 ○○市 _____

施設の種類		施設の名称		設置団体									
建物の構造及び面積	構造 _____造	工事費合計 _____円		直営・請負の別									
	建築面積 _____㎡			契約年月日									
	延面積 _____㎡			着工年月日									
				完成予定年月日									
	年 月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
出 来 高	金 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(注) 厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

(元号) 年度保育所等整備交付金による施設の工事進捗状況報告

施設種別 _____

(市町村名) ○○県 ○○市 _____

施設名	設置主体	創設、増築等の別	交付金額		12月末日の出来高		3月末日までの出来高見込		繰越見込額	備考
			A 円	B %	C %	D (100-C) %	E (A×D) 円			
合計										

(注) 厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「(元号) 年度」の後に「((元号) 年度からの繰越分)」と明記すること。

別紙6

第 年 月 日
号

地方厚生（支）局長 殿

市町村の長 印

（元号） 年度保育所等整備交付金の年度終了実績報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条後段の規定により別紙のとおり報告する。

（注） 厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。

第 号
年 月 日

地方厚生（支）局長 殿

市町村の長 印

（元号） 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

（元号） 年 月 日第 号で交付決定を受けた（元号） 年度保育所等整備交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

- 1 整備計画等内における施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告書による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額（要交付金等返還相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

（注） 厚生労働省本省にて明許繰越を行った事業については、「（元号） 年度」の後に「（（元号） 年度からの繰越分）」と明記すること。